

平成 23 年 4 月 13 日

資 料
(国 税)

東北地方太平洋沖地震により多大な被害を受けた地域における申告・納付等の期限の延長の措置について

- 1 今般の地震の被災状況は、明らかになっていませんが、今般の地震が所得税・贈与税の申告・納付の期限(3月15日)が差し迫っている中で発生したことにかんがみ、当面の対応として、多大な被害を受けているとの報道がある以下の地域の納税者に対して、国税通則法第11条に基づき、国税に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしました。

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

(注)対象地域については、今後被災の状況を踏まえて見直していくこととしています。

- 2 この地域に納税地を有する納税者につきましては、東北地方太平洋沖地震がおきた平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が、全ての税目について、自動的に延長されることとなります。
- 3 この他の地域に納税地を有する納税者につきましても、交通途絶等により、申告等が困難な方につきましては、申告等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、所轄税務署にご相談ください。
- 4 なお、申告等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととしています。

(注)この地域指定は、近日中に官報で告示される予定です。

詳しい内容については、こちらをご参照ください。

○災害により被害を受けた皆様へ

(参考)

[同日の野田財務大臣の会見の概要\(財務省ホームページヘリンク\)](#)

平成23年3月14日
国税庁

交通手段や通信手段の遮断又はライフラインの遮断などによる申告・納付等の期限延長について(東北地方太平洋沖地震関係)

今般発生した東北地方太平洋沖地震の被害状況に鑑み、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県以外の地域に納税地を有する納税者につきましても、今般の地震の影響により、以下のような事象が発生し、申告・納付等ができない方につきましては、申告・納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。申告等と併せてこの申請書を提出していただくこともできます。ご不明な点は、所轄税務署にご相談ください。

- 1 今般発生した地震により納税者が家屋等に損害を受ける等の直接的な被災を受けたことにより申告等を行うことが困難
- 2 行方不明者の捜索活動、傷病者の救助活動などの緊急性を有する活動への対応が必要なことから申告等を行うことが困難
- 3 交通手段・通信手段の遮断や停電(計画停電を含む)などのライフラインの遮断により納税者又は関与税理士が申告等を行うことが困難
- 4 地震の影響による、①納税者から預かった帳簿書類の滅失又は②申告書作成に必要なデータの破損等の理由で、税理士が関与先納税者の申告等を行うことが困難
- 5 税務署における業務制限(計画停電を含む)により相談等を受けられないことから申告等を行うことが困難

なお、上記の事象に該当しない場合であっても、今般発生した地震の影響により申告・納付等ができない方につきましては、所轄税務署にご相談ください。

○ [報道発表資料\(PDF/85KB\)](#)

詳しい内容については、こちらもご参照ください。

- [振替納税の延期のお知らせ](#)
- [納税証明書の発行について](#)

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○国税庁告示第八号

国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号)第三条第一項の規定に基づき、国税に関する法律に基づいて申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るもの(その者の納付すべき国税に係る期限については、当該国税の納税地が当該地域にあるものに限り、その期限が平成二十三年三月十一日以降に到来するものについては、その期限を別途国税庁告示で定める期日まで延長する。

平成二十三年三月十五日

国税庁長官 川北 力

指 定 地 域				
青	岩	宮	福	茨
森	手	城	島	城
県	県	県	県	県

発行所 行一〇五八四四五
 一東京都区虎ノ門四
 二番四号
 独立行政法人国立印刷局
 電話 03(3587)4234
 定価 一ヶ月、五九六円(本体一、五二〇円)
 本号部 一三六円(本体一、三〇四円)
 送料 一三六円(本体一、三〇四円)
 送料 一三六円(本体一、三〇四円)

【 関係法令（抜粋） 】

○ 国税通則法（抄）

（災害等による期限の延長）

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

○ 国税通則法施行令（抄）

（災害等による期限の延長）

第三条 国税庁長官は、都道府県の全部又は一部にわたり災害その他やむを得ない理由により、法第十一条（災害等による期限の延長）に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、地域及び期日を指定して当該期限を延長するものとする。

2 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、法第十一条に規定する期限までに同条に規定する行為をすることができないと認める場合には、前項の規定の適用がある場合を除き、当該行為をすべき者の申請により、期日を指定して当該期限を延長するものとする。

3 前項の申請は、法第十一条に規定する理由がやんだ後相当の期間内に、その理由を記載した書面でしなければならない。

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○個人向け国債の発行等に関する省令
第七条第三項の臨時特例に関する省令(財務三)

〔告 示〕

○平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件(財務八三)

○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件(同八四)

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件(国税庁八)

省 令

○財務省令第三号

国債に関する法律(明治三十九年法律第三十四号)第一条第一項の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十五日

財務大臣 野田 佳彦

個人向け国債の発行等に関する省令第七条第三項の臨時特例に関する省令

平成二十三年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により、災害救助法施行令第一条第一項第三号の厚生労働省令で定める特別の事情及び同項第四号の厚生労働省令で定める基準を定める省令(平成十二年厚生省令第八十六号)第二条第一号に該当するものとして災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)の適用を受けた区域に居住する、個人向け国債の発行等に関する省令(平成十四年財務省令第六十八号)第七条第一項第二号に該当する者が同条同項の規定による請求をするときにおいて、取扱機関が当該請求者と面識がある場合その他の当該請求者が当該区域に居住していることを確認できる場合にあつては、同条第三項に定める書類が提出されたものとみなす。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

2 この省令は、平成二十三年四月十五日以前に発行され又はこの省令の公布の日以前に発行された個人向け国債について適用する。

告 示

○財務省告示第八十三号

関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成二十三年(二千十一年)東北地方太平洋沖地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成二十三年三月十五日

財務大臣 野田 佳彦

指 定 地 域

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県

○財務省告示第八十四号

所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第七十八条第二項第二号及び法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、平成二十三年三月十一日から平成二十五年三月三十一日までの間に支出された寄附金について適用する。

平成二十三年三月十五日

財務大臣 野田 佳彦

社会福祉事業に関する民間奉仕活動を行う団体等が平成二十三年東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震(平成二十三年三月十二日に発生した長野県北部を震源とする地震をいう。)による被災者の救済活動等に必要な資金に充てるものとして、社会福祉法人中央共同募金会に対して支出された寄附金の全額

平成 23 年 4 月 13 日

財 務 省

《公益法人等の関係者の方々へ》

東日本大震災により滅失・損壊した公益的な施設等の
復旧のための指定寄附金についてのお知らせ

この度の東日本大震災により、極めて広範囲かつ甚大な被害が生じているところですが、そのような中、多くの学校、幼稚園、保育所、社殿、仏閣などの公益的な施設等も滅失・損壊により使用の継続が困難な状況にあると承知しております。

このように公益的な事業に使用していた建物及び構築物等が震災により滅失・損壊した場合において、その原状回復のために公益法人等が募集する寄附金で一定の要件を満たすものは、財務大臣の指定を受けることにより、税制上の優遇措置（※1）の対象となります。

財務省及び公益法人等の関係府省では、このような寄附金の指定について、皆様からの質問や相談に応じておりますので、下記の連絡先にお問合せください（※2）。（各省連絡先を掲載）

（※1） 指定寄附金に指定されると、個人が支出する寄附金の場合は、寄附金控除（所得金額の 40%又は寄附金額のいずれか少ない方の金額から 2 千円を控除した金額を所得から控除）の対象となります。

また、法人が支出する寄附金の場合は、全額が損金算入の対象となります。

（※2） 今後、寄附金の指定に関する手続の一部について、利便性の向上や処理の迅速化の観点から、被災地域の状況も踏まえつつ、所轄庁である都道府県等及び関係府省において実施していただくことを検討していきます。

一日も早い皆様のご快復と事業の復興を心よりお祈り申し上げます。